

使用済自動車の再資源化に関する法律における業の登録・許可取消処分情報

被処分者の氏名又は名称	登録又は許可の種類	処分年月日	処分内容
有限会社金村商店	使用済自動車引取業 使用済自動車フロン類回収業 使用済自動車解体業 使用済自動車破碎業	令和8年7月29日	被処分者である法人の破産手続が開始されたことから、法第45条第1項第1号、法第56条第1項第1号及び法第62条第1項第2号イに該当するため。 (法第51条第1項第3号、法第58条第1項第3号、法第66条第4号、法第72条)